

岩手県監査委員告示第40号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第4号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

岩手県監査委員 小野 共  
岩手県監査委員 千葉 伝  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象団体名 公益財団法人ふるさといわて定住財団
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成28年10月3日
  - (2) 本監査実施日 平成28年12月5日
- 3 監査結果の公表の日 平成29年1月13日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
基本財産等の運用に当たり、資産運用規程に定める債券等の保有割合の制限を超えているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。また、資産の一部に評価損失が発生していることから、対応策について検討されたい。 なお、適切なリスク管理の観点から、資産運用規程の精査・見直し等について検討されたい。	債券等の保有割合については、資産運用規程を改正し、対象となる資金区分及び保有比率を見直すこととした。 また、評価損失の発生に伴う対応としては、資金運用の対象を見直し、元本の保全を図ることとした。 なお、資産運用規程については、安全な財産管理と適正な運用の観点から精査し、規程を改正することとした。